

所得税 給与計算・年末調整に影響します！

定額減税の実務と留意点

令和6年度税制改正大綱に沿った国税の法改正により、6月以降最初に支払う給与等の源泉徴収を行う際から、定額減税を行うこととなりました。本セミナーでは、定額減税対象者の要件、減税額の計算方法、給与支払者が行うべき月次減税の手続きの詳細、および年末調整時の事務の流れから源泉徴収票への記載方法等の必要な知識を、解りやすく網羅的に学ぶことができます。中小企業や小規模事業の経営者、経理担当者、そして税務に関わるすべての方々にとって必聴の内容です。この機会にぜひご参加ください。

講師

小野税務会計事務所
所長／税理士



おの めぐみ
小野 恵 氏

<講師プロフィール>

スポーツ誌編集者を経て税理士となり、2006年東京都墨田区にて独立開業後、2012年4月に出身地である神奈川県伊勢原市に事務所移転。中小企業の税務顧問の他、書籍執筆・セミナーなども行っている。主な著書に「経理のお仕事がサクサクはかどる本」「減価償却がよーくわかる本」「図解でわかる！経理」「図解でわかる減価償却」「税金を払い過ぎない節税テクQ&A」など

講座内容

- 1 定額減税ってそもそもどんな制度？
定額減税の概要
所得税と住民税の定額減税の違いとは？
- 2 定額減税のポイント
- 3 定額減税の実務
- 4 年末調整での対応（年調減税）
- 5 実践ワーク
会社員Aさんの定額減税をやってみよう！
（電卓をお持ちください）
- 6 こんなときはどうする？
定額減税Q&A、質疑応答

令和6年11月25日(月)

① 1回目 10:00～12:00 ② 2回目 14:00～16:00

会場

長久手市商工会館2階（長久手市岩作長池45番地）

定員

各回20名※1事業所2名まで（申込先着順、定員になり次第締切）

問合せ

長久手市商工会 TEL 0561-62-7111 FAX 0561-62-7729

申込方法

下記申込用紙にご記入の上、**FAX**にてお申し込みください。

（切り取らずにそのまま送信してください）

長久手市商工会 行 講習会受講申込書（11/25 定額減税セミナー） 令和6年 月 日

事業所名		住所	
TEL		受講回 (①か②どちらかに○)	① 1回目 10:00～ ② 2回目 14:00～
受講者名		受講者名	

ご記入いただいた個人情報は、講習会の開催に係る受講者名簿の作成、出欠確認、講習会運営等に関する目的にのみ使用します。